

平田村ヘルパーステーション運営規程

制定 平成12年4月1日

改正 平成12年5月1日

改正 平成14年4月1日

改正 平成16年4月1日

改正 平成19年1月1日

改正 令和2年3月6日

改正 令和3年3月5日

改正 令和6年5月23日

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人平田村社会福祉協議会（以下「本会」という。）が開設する平田村ヘルパーステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護、訪問型サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者等（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護、その他生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び、その他の居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者並びに地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 平田村ヘルパーステーション

(2) 所在地 福島県石川郡平田村大字永田字戸花150番地（平田村地域福祉センター内）

(訪問介護員等の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する訪問介護員等の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者1人（本会事務局長と兼務。） 管理者は、事業所を代表し、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う

(2) サービス提供責任者1人以上 サービス提供責任者は、事業所に対する事業の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画、訪問型サービス計画の作成等を行うとともに自らも事業の提供に当たるものとする。

(3) 訪問介護員等5人以上 訪問介護員等は事業の提供を行う。

(4) 事務職員1人 本会職員が兼ねる。事務職員は、事務所の会計経理その他の事務に

当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 日曜日から土曜日までとする。ただし12月29日から1月4日までを除く。
- (2) 営業時間 午前7時から午後7時までとする。ただし、利用者の身体状況等による介護サービス計画などにより必要とする場合は、早朝、夜間の訪問介護の延長サービスを行う。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割の額とする。

- (1) 身体介護
 - (2) 生活援助
- 2 次条の通常の事業の実施地域の境界を越えて行う事業に要した交通費は、平田村の境界を起点としてその実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、平田村の境界から片路1kmにつき25円を徴収する。
- 3 利用者の自己都合でサービスを中止した場合の利用料金の取り扱いは次のとおりとする。ただし、事業所の都合によりサービスを中止した場合はその限りではない。
- (1) 利用の当日午前8時15分まで当センターへ連絡があった場合 無料
 - (2) 利用の当日午前8時15分までに当センターに連絡がなかった場合 利用者宅までの往復の路程1kmにつき25円を乗じた額とする。
- 4 事業の内容及び利用料金その他の費用の額は、事業所の見やすい場所に掲示する。
- 5 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、石川郡平田村・石川町・古殿町、田村郡小野町、いわき市、郡山市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待等の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底する。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者は管理者とする。

(5) その他虐待防止のために必要な措置。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者等を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営についての重要事項）

第10条 事業所は、訪問介護員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設け、業務体制の整備をする。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

2 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、訪問介護員等でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、訪問介護員等との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、本会と事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。